

平成30年度

# 高等学校等奨学金資料

公益財団法人  
福岡県教育文化奨学財団

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学に困難があると認められる者に対して、学資の貸与を行うことにより、社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

## I 貸与について

### 1 入学支度金

#### (1) 対象者

保護者が福岡県内に生活の本拠を有する者

#### (2) 対象校種

- ア 高等学校
- イ 中等教育学校後期課程
- ウ 高等専門学校

#### (3) 収入基準

世帯の全収入額（年額）が生活保護基準額の1.0倍以下

#### (4) 貸与額

入学時に一時金として貸与

国・公立	50,000円	私立	100,000円
------	---------	----	----------

#### (5) 申請方法

予約採用のみ

#### (6) その他

入学支度金の具体的な決定に当たっては上記の(3)収入基準を満たす者の内から、予算の範囲内で決定します。

### 2 奨学金

#### (1) 対象者

保護者が福岡県内に生活の本拠を有する者

#### (2) 対象校種

- ア 高等学校（専攻科を含む）
- イ 高等専門学校
- ウ 中等教育学校後期課程
- エ 特別支援学校高等部（専攻科を含む）
- オ 専修学校高等課程（当財団認定の対象課程のみ）

#### (3) 収入基準

世帯の全収入額（年額）が生活保護基準額の2.4倍以下

(4) 貸与額

年4回(3月分まとめて)貸与

国・公立	(自 宅)	18,000円	私 立	(自 宅)	25,000円
		15,000円			15,000円
		10,000円			10,000円
	(自宅外)	23,000円		(自宅外)	30,000円
		20,000円			20,000円
		15,000円			15,000円

(5) 貸与期間

在学する学校の標準修業期間

(6) 申請方法

ア 予約募集

イ 在学募集 (高等学校等入学後)

ウ 緊急募集 (高等学校等入学後、家計の急変があった場合)

(7) その他

奨学金の具体的な決定に当たっては、上記(3)収入基準を満たす者の内から、予算の範囲内で決定します。

3 収入基準額の目安について (世帯の年間総収入額)

(単位:円)

	入学支度金	予約募集	在学募集
2人世帯	2, 170, 220	3, 255, 330	5, 208, 528
3 "	2, 671, 200	4, 006, 800	6, 410, 880
4 "	3, 234, 530	4, 851, 795	7, 762, 872
5 "	3, 529, 530	5, 294, 295	8, 470, 872
6 "	4, 074, 610	6, 111, 915	9, 779, 064
申込要件	生活保護基準の1.0倍	生活保護基準の1.5倍	生活保護基準の2.4倍

## II 返還について

奨学金は奨学生に貸与されるもので、貸与された奨学金は卒業後、奨学生本人が返還することになります。

返還金は、返還が円滑に行われることで、今後の奨学生に対する奨学金貸与のための大切な原資となります。

このため、一人でも多くの奨学生が勉学に励むことができるよう、奨学生本人による返還に向けた協力が不可欠となります。

### 1 返還方法

原則、奨学生本人名義の銀行口座から口座振替の方法で返還が進められます。

### 2 返還時期

卒業後6月経過後から返還が始まります。

### 3 返還期間

#### (1) 支度金

国公立学校の場合は標準修業期間の3倍、私立学校の場合は標準修業期間の4倍となっています。

#### (2) 奨学金

国公立学校の場合は奨学金貸与期間の3倍、私立学校の場合は奨学金貸与期間の4倍となっています。

### 4 返還猶予等

#### (1) 返還猶予

上級学校等に進学あるいは傷病等により返還が著しく困難になった場合等。

#### (2) 返還免除

貸与を受けた者が死亡、もしくは著しい障がいを受け労働能力を喪失し、又は著しい障がいを受け労働能力に高度の制限を有し、返還することができなくなった場合。

〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁内

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所

TEL 092-641-7326 (直通)

092-651-1111 (代表) 内線5501

FAX 092-641-7530